

(R6. 2. 9)

島根県土木総務課建設産業対策室 高橋・奥村
TEL:0852-22-6429 FAX:0852-22-5782

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
蜂谷工業（株） 大臣 第2652号	蜂谷 泰祐	岡山県岡山市北区鹿田町1 - 3 - 16	令和6年2月10日から 令和6年4月9日まで (2ヵ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

蜂谷工業（株）は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所専任技術者として配置し、また同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置するとともに、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとして、令和5年11月28日、国土交通省中国地方整備局から、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

4. 指名停止措置理由等

同社が国土交通省中国地方整備局から営業停止命令を受けたことは「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2第8号に該当する。

なお、指名停止措置の期間2ヵ月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 8 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）	1ヵ月以上9ヵ月以内